# 報酬等に関する開示事項

#### 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

# (1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりです。

# ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役です。なお、社外役員を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### (ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

#### (イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」 により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

#### (ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行 グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重 要な影響を与える者であります。

#### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

## ① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

## (3) リスク管理部門・コンプライアンス部門の職員の報酬等の決定について

リスク管理部門・コンプライアンス部門の職員の報酬は給与方針にもとづき決定され、具体的な支給額は、当該部門の部門長を最終決定者とする人事考課にもとづき確定されることにより、営業推進部門から独立して報酬の決定がなされております。

また、人事考課の評価項目は、リスク管理部門・コンプライアンス部門の各職員が上司の承認の下、目標を設定したうえで、その達成度を評価しており、リスク管理態勢や遵法態勢構築への貢献度を反映する仕組みとなっております。

## (4) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

|             | 開催回数<br>(平成28年4月~平成29年3月) |
|-------------|---------------------------|
| 取締役会(名古屋銀行) | 10                        |

<sup>(</sup>注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

#### 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について
  - ① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「1.地域社会への貢献、2.収益力の強化とリスク管理の徹底、3.お客さまのニーズに適 合した金融サービスの提供、4.コンプライアンスの実践、5.自由闊達な企業風土の確立」という当行の経営方針にもとづいて役員報 酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。 役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決 定しております。

# 3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業 員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

#### 4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

| 区分               | 人数<br>(人) | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 固定報酬の<br>総額 | 基本報酬 | 株式報酬型<br>ストックオプション | 変動報酬の<br>総額 | 基本報酬 | 賞与 | 退職慰労金 |
|------------------|-----------|---------------------|-------------|------|--------------------|-------------|------|----|-------|
| 対象役員<br>(除く社外役員) | 16        | 339                 | 277         | 241  | 36                 | 62          | _    | 62 | _     |
| 対象従業員等           | 0         | _                   | _           | _    | _                  | _           | _    | _  |       |

(注) 1. 対象役員の報酬額等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。
2. 株式報酬型ストックオブションの権利行使時期は以下のとおりであります。
なお、当該ストックオブション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

|           | 行使期間         |  |  |
|-----------|--------------|--|--|
| 株式会社名古屋銀行 | 平成26年8月14日から |  |  |
| 第1回新株予約権  | 平成76年8月13日まで |  |  |
| 株式会社名古屋銀行 | 平成27年8月14日から |  |  |
| 第2回新株予約権  | 平成77年8月13日まで |  |  |
| 株式会社名古屋銀行 | 平成28年8月13日から |  |  |
| 第3回新株予約権  | 平成78年8月12日まで |  |  |

#### 5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。